

福島医発第1996号（地）
令和2年10月19日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制
確保に係る診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）に対し、事務連絡「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保に係る診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて」が発出されるとともに、本会に対しても日本医師会を通じて周知依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて」（令和2年4月7日付福島医発第93号（地）にて貴会宛に送付済み。また、同文書にて、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続きについて」を同封。）等において、ご案内しております。

本件は、インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保に係る診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて、更に取りまとめたものです。具体的には、「診療・検査医療機関」が発熱患者等を受入れるため、インフルエンザ流行期において、一時的に診療時間や診療日を変更する場合には、医療法に基づく変更届出は省略して差し支えないとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

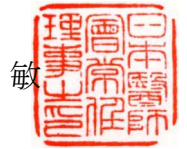
小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

(地 346) (健Ⅱ296)
令和 2 年 1 0 月 7 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事
釜 范



インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制
確保に係る診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）に対し、事務連絡「インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保に係る診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて」が発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 2 7 日付け（地 493）にて貴会宛に送付済み。また、同文書にて、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続きについて」を同封。）等において、ご案内申し上げてまいりました。

本件は、インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保に係る診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて、更に取りまとめたものです。具体的には、「診療・検査医療機関（仮称）」が発熱患者等を受入れるため、インフルエンザ流行期において、一時的に診療時間や診療日を変更する場合には、医療法に基づく変更届出は省略して差し支えないとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 6 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保に係る
診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡を発出いたしました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 2 年 10 月 6 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保に係る
診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について」（令和 2 年 2 月 16 日付け厚生労働省医政局総務課・健康局結核感染症課事務連絡）等においてお示ししてきたところです。

上記に加えて、インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保に係る診療時間等の変更に係る医療法上の取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、この取扱いは、インフルエンザ流行期に備えた発熱患者への対応を行うことの重要性に鑑みたものであることにご留意いただくようお願い申し上げます。

記

「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和 2 年 9 月 4 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき都道府県の指定を受けた診療・検査医療機関（仮称）が発熱患者等を受け入れるため、インフルエンザ流行期において、一時的に診療時間や診療日を変更する場合には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく当該変更の届出は省略して差し支えないこと。